

機 密 保 持 誓 約 事 項

マイナポータル等連携プラットフォーム API インターフェース仕様書の取得に当たっては、次の機密保持誓約事項に同意する必要があります。

- 1 マイナポータル等連携 PF に関して当庁から提供された資料等について適正に保管管理し、その機密を保持します。
- 2 本誓約において「機密情報」とは、当庁がマイナポータル等連携 PF との連携のために必要であると認めて、機密である旨を指定して開示する全ての情報及び作業上知り得た非公開情報をいいます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する情報は機密情報の対象外とします。

- (1) 提供の時点で既に公知であった情報
 - (2) 提供の時点で既に保有していた情報
 - (3) 提供を受けた後に公知となった情報
 - (4) 第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (5) 提供を受けた情報に関係なく独自に取得し、又は創出した情報
- 3 当庁の承諾なく機密情報を第三者に提供又は漏えいしません。
また、当庁の承諾を得てマイナポータル等連携 PF との連携のために必要な範囲内で第三者に機密情報を提供するときは、当該第三者に対して本誓約に基づく情報の取り扱いを遵守させます。
 - 4 当庁から提供された機密情報について複製が必要なときは、最小限とするとともに適切に管理するものとします。
 - 5 当庁から提供された機密情報について、マイナポータル等連携 PF との連携に必要な範囲において、自己の役員又は従業員等に機密情報を提供するときは、当該役員又は従業員等に対し、本誓約に基づく情報の取扱いを遵守させます。
 - 6 機密情報は、マイナポータル等連携 PF との連携のために必要な範囲でのみ使用し、他の用途に一切使用しません。
 - 7 当庁より提供された機密情報の中に、知的財産又は知的財産になり得る情報が含まれていた場合であるか否かを問わず、リバースエンジニアリング等の解析行為、ソースコード、アルゴリズム、ノウハウ等の情報を取得しようとする行為等、当庁の権利又は利益を侵害する行為を自ら行わず、いかなる第三者にもこれを行わせません。
 - 8 機密情報の取扱いの状況について当庁から報告を求められたときは、遅滞なくその状況を書面等により報告します。
 - 9 当庁が機密情報を保管又は使用する場所（第3項により機密情報を第三者に提供した場合を含む。）について実地確認の必要があると認めた場合には、これに応じます。
 - 10 当庁より機密情報の返却の指示を受けた場合又は要求元アプリとの連携が終了した場合には、機密情報に関する一切の書類、資料及びその複製品を速やかに当庁の指示に従い、返却又は破棄するものとします。

- 11 第3項により機密情報を開示した第三者が、本誓約に違反することにより当庁に損害を与えたときは、その損害に対して賠償の責を負うものとします。
- 12 本誓約に関し訴訟が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所又は専属的合意管轄裁判所と定めます。
- 13 本誓約の期限は、マイナポータル等連携PFが廃止されるまでとします。
- 14 本誓約に定めのない事項又は本誓約の解釈に疑義を生じたときは、当庁と協議し、これを解決するものとします。